

2017 D172

令和 7年 8月 22日

三重県知事 あて

医療法人の住所

伊勢市藤里町671-5

医療法人の名称

(医)斎田耳鼻咽喉科

理事長名

斎田 哲

電話

(0596) 24 - 1110

決 算 届

令和 6年 6月 1日から令和 7年 5月 31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



様式 1

事業報告書

(自 令和 6年 6月 1日 至 令和 7年 5月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 斎田耳鼻咽喉科
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県伊勢市藤里町字丸山前 6 7 1 番地 5
- (3) 設立認可年月日 平成 6年 2月 28日
- (4) 設立登記年月日 平成 6年 3月 3日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 斎田耳鼻咽喉科	2 4 1 0 8 0 5 3 2 5	三重県伊勢市藤里町 字丸山前 6 7 1 番地 5	一般病床 0 床 療養病床 0 床 [医療保険 0 床] [介護保険 0 床]

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6年 7月 25日 令和 5年度決算の決定

令和 6年度役員報酬据置の決定

令和 7年 5月 26日 令和 7年度の事業計画及び収支予算の決定

令和 7年度の借入金額の最高限度額の決定

様式2

法人名

医療法人 斎田耳鼻咽喉科

所在地

三重県伊勢市藤里町671-5

※医療法人整理番号

0172

財 産 目 録			
(令和 7年 5月 31日現在)			
1. 資	産	額	8,620 千円
2. 負	債	額	32,499 千円
3. 純	資 産	額	△ 23,879 千円

(内 訳)		(単位：千円)
区 分		金 額
A 流 動 資 産		6,167
B 固 定 資 産		2,453
C 資 産 合 計 (A + B)		8,620
D 負 債 合 計		32,499
E 純 資 産 (C - D)		△ 23,879

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3－2

法人名 医療法人 斎田耳鼻咽喉科
所在地 三重県伊勢市藤里町671－5

※医療法人整理番号 01172

貸 借 対 照 表
(令和 7年 5月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	6,167	I 流 動 負 債	855
II 固 定 資 産	2,453	II 固 定 負 債	31,644
1 有 形 固 定 資 産	2,136	負 債 合 計	32,499
2 無 形 固 定 資 産	216	純 資 産 の 部	
3 その他の資産	100	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 当 期 未 処 分 利 益	△ 33,879
		純 資 産 合 計	△ 23,879
資 産 合 計	8,620	負 債 ・ 純 資 産 合 計	8,620

様式4-2

法人名 医療法人 斎田耳鼻咽喉科
所在地 三重県伊勢市藤里町671-5

※医療法人整理番号 0172

損 益 計 算 書
(自 令和 6年 6月 1日 至 令和 7年 5月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	22,765
2 事業費用	19,280
本来業務事業利益	3,484
事業利益	3,484
II 事業外収益	168
III 事業外費用	411
経常利益	3,242
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純利益	3,242
法人税等	645
当期純利益	2,596

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 斎田耳鼻咽喉科

理事長 斎田 哲 殿

私は、医療法人 斎田耳鼻咽喉科 の令和 6会計年度(令和 6年6月1日から令和 7年5月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和 7年 7月 13日

医療法人 斎田耳鼻咽喉科

監 事 斎 田 晃